

第10回

コマダ

de 勉強会 & 相談会

「公正証書とは。公証役場とは。」

澤田かおる行政書士事務所
行政書士 澤田 郁

後援：コマダ珈琲店阪南店



こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(7歳)の3人。娘は尾崎小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当でした)。
- 平成25年9月、行政書士事務所を開設し、今年開設5周年を迎えます。

主な取扱業務

相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、
法人設立、放課後等デイサービス開設、
建設業など許認可、交通事故など

澤田かおる行政書士事務所
大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号
Tel 072-488-7304
Fax 072-488-7302
メール info@gyosei-kaoru.com
HP <http://gyosei-kaoru.com>
ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>



今までの「コメダde勉強会 & 相談会」

第1回



第2回



第3回



第4回



第5回



「人の一生と交わる法律問題」

「その自転車、危ないよ！」

「人が職業につくまで」

「ワーキングマザー」

「結婚とは。夫婦とは。」

第6回



第7回



第8回



第9回



「エンディングノートは
オープニングノート！」

「お店屋さんの始め方」

「士業とは。〇〇士とは。」

「相続する前、相続した後、
すべきことあれこれ一覧。」



今日お話しする内容

1. 法律の世界での「約束」
2. 公証人・公証役場とは
3. 公正証書とは
4. 公正証書にすべき約束書類
5. いろいろな公正証書・証書認証
6. おわりに



1. 法律の世界での約束

1-1. 原則として口約束（諾成契約）

原則 人の暮らしに関わる「約束」は、
口約束であっても成立します。
(例) 「売ります」「買います」

例外 重要で高難度な「約束」は、法律によって、
「契約書」を作る義務があるものもあります。
(例) ・無更新定期建物賃貸借契約
・建設工事請負契約



1-2. 諾成契約は「嘘つき」され放題

(本当の約束)

「この時計を貸します。月末に返してください」

「ありがとうございます。大事に使います」

(嘘つき)

「月末です。貸した時計を返してください」

「は？ くれるって言いましたよね？ 返しませんが」

裁判所に訴えようにも証拠がありません。

自力で無理やり奪い返すのは犯罪です。(窃盗罪・強盗罪)



1-3. 約束は「書類で証拠化」すべき

契約書	約束内容を記載してお互いにハンコを押し お互いに保管しておく証拠書類
差入書	「私は〇〇します」と書いてハンコを押し 相手に差し入れる（差し出す）証拠書類
覚書き	「相手は〇〇と約束した」と書いて 自分で保管しておく証拠書類

※あくまで私の分類です。証拠書類のタイトルが「覚書き」であっても分類は契約書だったりします。



1-4. 相手が物凄く「嘘つき」をしてきたら……

「捏造された契約書だ！ 署名も印鑑も偽物だ！」

「実印を押してあります。印鑑証明書もあります」

「それは盗まれたものだ！ 私は約束していない！」

「それは嘘です。同席していた友人が証人です」

「そいつもグルなんだろう！ そっちこそ嘘つくな！」

「……（もう何を言っても無駄だ）……」

こうなるともう、裁判を起こすしかありません。

こうならないために、公証役場にお願ひしましょう。



2. 公証人・公証役場とは

2-1. 公証人とは

公務員	公証人は、私的紛争の予防の実現を目的として、国の公務である公証事務を担う公務員です。（法務局に所属しています）
公明正大	公証人は、高度な法的知識と豊富な法律実務経験を有していなければならない、公務員として党派性がなく中立・公正でなければなりません。
大臣任命	公証人は、原則として、判事や検事などを長く務めた法律実務の経験豊かな者で、公募に応じた者の中から、法務大臣が任命します。
個人経営	公証人は、公務員ですが、国から給与や補助金など一切の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入によって事務を運営しています。

（日本公証人連合会HPより抜粋）



2-2. 公証役場とは

「〇〇公証役場」
「〇〇公証人合同役場」
「〇〇公証センター」

という名前ですが、
普通のオフィスビルの
オフィスフロアにあります。

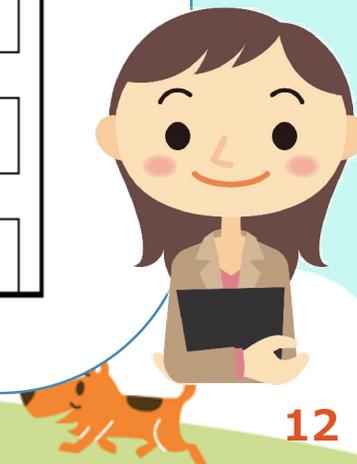
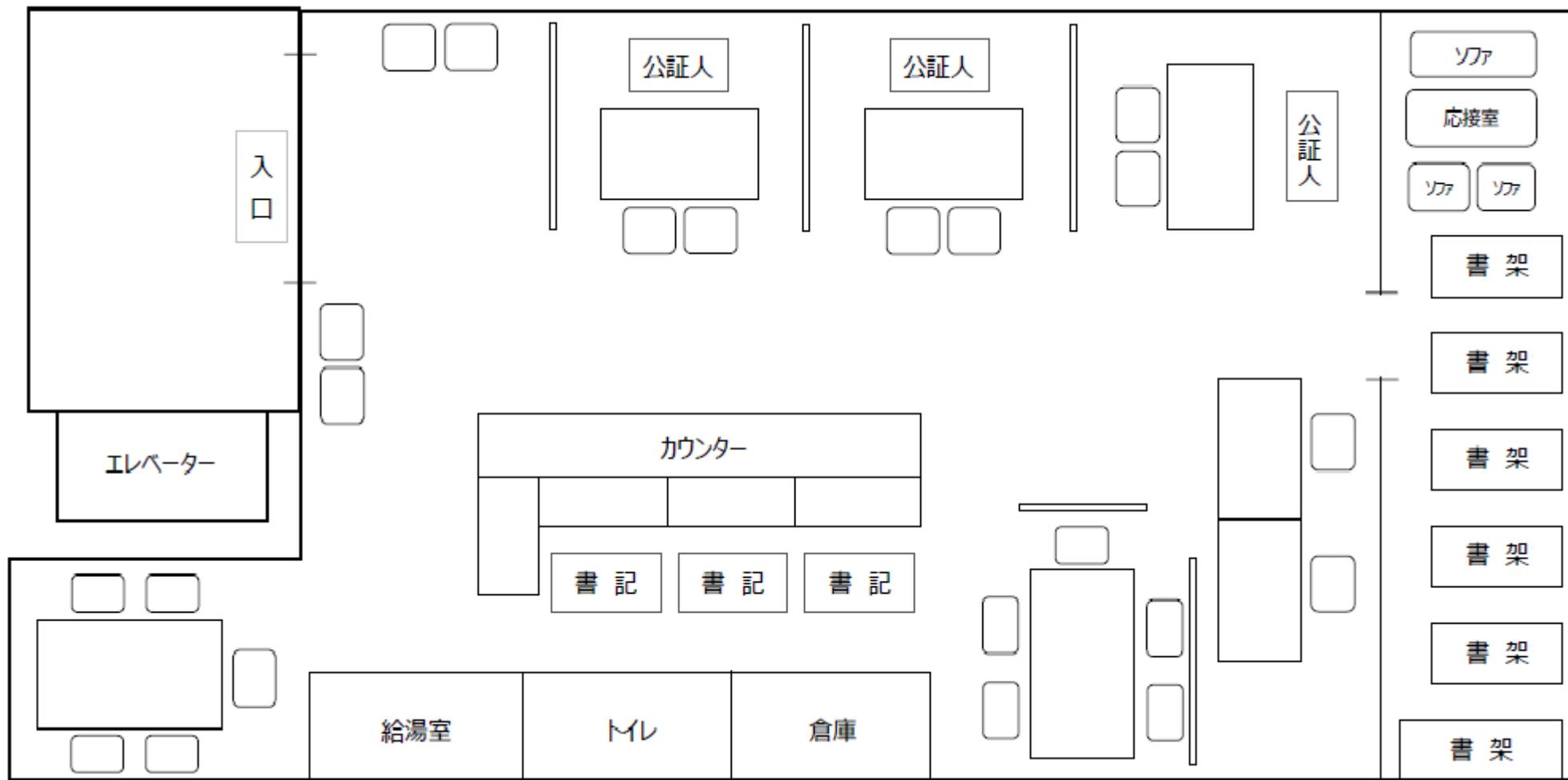
全国に約300ヶ所あり、公証人は約500人います。
大阪には11ヶ所あり、公証人は30人います。
岸和田公証役場には、公証人が3人います。
和歌山公証人合同役場にも、公証人が3人います。
「書記」というスタッフさんが一緒に働いています。



公証役場の外観



岸和田公証役場のレイアウト



2-3. 公証人のルール

執務場所	公証人は原則として公証役場の中で仕事をしなければなりません。
出張執務	依頼主が病気、その他の理由で公証役場に出向けないときは、公証人が出張してくれます。ただし、他府県に出張することができません。
執務管轄	株式会社設立定款認証は会社所在都道府県の公証人しか手続することができません。
嘱託者	公証人に依頼することを「嘱託」といい、依頼人のことを「嘱託者」といいます。



2-4. 公証役場とのやりとり

- ①公証人（または書記さん）との事前打ち合わせ
- ②必要書類・必要資料を準備する
- ③公証人（または書記さん）に書類・資料を提出する
- ④公証人が書類案を作成する
- ⑤この書類案を確認する（FAXやメールで送信される）
- ⑥公証役場に集まる日時を予約する
- ⑦公証役場で書類を確認し署名捺印する
- ⑧必要書類の発行を受ける
- ⑨費用を公証役場に支払う



3. 公正証書とは

3-1. 公正証書ができるまで

本人確認	公証人が自ら約束当事者の本人確認をします
意思確認	公証人が自ら約束当事者の約束意志の確認をします
書類作成	公証人が自ら約束文章を考え約束書類を作成します
面前捺印	公証人の前で約束当事者に署名捺印させます
連署捺印	公証人もその約束書類に署名捺印します
原本保管	公証役場でその約束書類の原本を保管します
証明発行	公証役場がその約束書類のスペアを発行します



3-2. 公正証書の効果

本人確認	「他人が勝手に約束した！」という嘘が防げます
意思確認	「私は約束していない！」という嘘が防げます
書類作成	法的に正しくて実現可能な約束文章になります
面前捺印	「内容を確認せずハンコ押した！」という嘘が防げます
連署捺印	「グル」になり得ない公証人が同席証人になります
原本保管	偽造や紛失が防げます
証明発行	「捏造された書類だ！」という嘘が防げます

限りなく高い証拠能力がある約束書類が「公正証書」です。



3-3. 認証の付与

制度の概要	当事者が作って持参した書類に、公証人が署名捺印する制度です。
証明すること	「その人本人が、本人の意思で、その書類を作成したこと」を証明します。
内容チェック	内容が法的に正しくない場合は、公証人は認証しませんので、逆説的に内容の公正さも証明されることとなります。

- (例)
- ・私署証書の認証
 - ・宣誓証書の認証
 - ・株式会社設立定款の認証

3-4. 確定日付の付与

制度の概要

当事者が作って持参した書類に、公証人が日付印を押す制度です。
法務局でも同じ制度が利用できます。

証明すること

「その日、その書類が、この世に存在したこと」を証明します。

証明の効果

「作成日付を偽っていない（昔作ったことにしていないこと）」を立証できます。

内容チェック

しません。

(例) ・贈与証書 ・債権譲渡通知



4. 公正証書にすべき約束書類

4-1. お金の支払いに関する約束

「債務者は、本公正証書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨を陳述した」という一文が、公正証書にあると、裁判をしなくても差し押さえの申立てができます。

- (例) ・金銭消費貸借（お金の貸し借り） 契約公正証書
・離婚協議公正証書



「裁判をしなくても」の意味

私文書	公正証書
貸したお金を返してくれない	貸したお金を返してくれない
裁判所に「返してくれ」の訴え(※)	↓
裁判所で「返してくれ」の裁判	↓
裁判所が「返しなさい」の判決	↓
それでも返してもらえない	↓
裁判所に「強制執行」の申立て	裁判所に「強制執行」の申立て
裁判所が財産を差し押さえて売却	裁判所が財産を差し押さえて売却
その売却代金の中から返済	その売却代金の中から返済

(※支払督促など方法は他にもありますが全て手間と費用がかかります)



4-2. 遺言公正証書

遺言書は公正証書で作ると、相続手続の際に、裁判所での「検認」手続が省略でき、すぐに名義が変えられます。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者	公証人
作成場所	どこでも	公証役場
署名捺印者	遺言者	遺言者、公証人、証人2人以上
原本の保管	遺言者側	公証役場(正本を発行)
検認	必要	不要
完全に秘密	可能	不可能
検認	必要	不要
費用	作成時は不要 検認時に必要	作成時に必要 検認が不要
改ざんリスク	あり	なし
検索	できない	できる

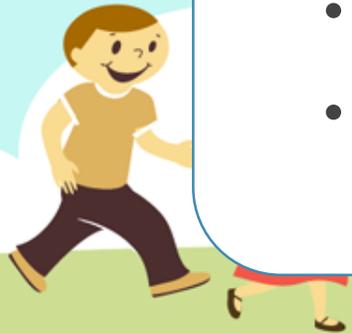


4-3. 公正証書でないといけない約束書類

- ・任意後見契約
- ・事業用借地権設定契約
- ・分譲マンション管理規約設定

4-4. 公証人の認証が必要な約束書類

- ・株式会社設立の定款
- ・離婚時年金分割合意書（公正証書でも可）



5. いろいろな公正証書・証書認証

5-1. 事実実験公正証書

様々な証拠を保全するため、公証人が自身の五感で直接体験（事実実験）したことを公正証書にします。

- (例)
- ・貸金庫を開けて内容物を点検・確認しリスト化
 - ・抽選の実施状況を見聞して記録し公正さを証明
 - ・会議の議事進行状況を見聞して記録し公正さを証明
 - ・秘密にしたい発明を見聞して記録し先使用権を確保
 - ・土地の境界争いに関して現場の状況を見聞して記録



5-2. 外国での手続のための書類の認証

外国には日本のような「実印押印 + 印鑑証明書」という本人作成証明制度が無いので、外国での手続のために「公証人による認証の付与」が必要なケースが多いです。

5-3. 目の不自由な人がする契約を公正証書で

書類内容の確認も署名捺印も難しいですが、口頭で意志を伝え公証人が作成（音読確認）する公正証書によっては、真意どおりの約束書類を作ることができます。



5-4. 宣誓認証

私署認証の一種で、当事者が公証人の「面前」で証書内容が真実であることを宣誓したうえ証書に署名捺印し、それを確認した公証人が認証を付与します。

- (例)
- ・契約当事者外の関係者が証人として「覚書き」を残す場合
 - ・相手方の働きかけで供述者が後に供述内容を覆すおそれがある場合
 - ・会社の創業者が子孫や後継者に社訓など「創業の想い」を残す場合

DVについて、保護命令を裁判所に申し立てる際、DVの状況や危険の程度を被害者が宣誓供述した書類に公証人の認証を付与し、保護命令申立書に添付することがあります。



5-5. 尊厳死宣言公正証書

事実実驗公正証書の制度を利用し、公証人が「尊厳死宣言者による尊厳死宣言の状況」を見聞して記録し、公正証書を作成します。尊厳死についての法律がないため、実現しない可能性もあります。

・宣言に盛り込むべき5つの項目

① 尊厳死の希望の意思表示	延命治療を拒否したい、苦痛を和らげる最小限の治療以外の措置を控えてもらいたい、安らかな最期を迎えるようにして欲しい、ということを明確に示す
② 尊厳死を望む理由	尊厳死を希望する理由を明確に示す
③ 家族の同意	宣言書を作っても、家族が延命措置の停止に反対したら、医師はそれに従うため、家族の同意がないと尊厳死は実現できない
④ 医療関係者に対する免責	家族や医療関係者らが法的責任を問われることのないようするため また、刑事責任だけでなく、民事責任も免責することを記載する
⑤ 宣言内容の効力	この宣言書が、心身ともに健全なときに作成したこと、自分が宣言を破棄・撤回しない限り、効力を持ち続けることを明確に示す

6. おわりに

- ・約束は、書類で証拠化し、「嘘」を防ぎましょう。
- ・公正証書は、限りなく高い証拠能力があります。
- ・公証役場での手続は、様々な使い道があります。
- ・公証人や公証役場は、地域に密着しています。
- ・公証人や公証役場を、身近に感じましょう。

次回のテーマは、
「株式会社の作り方」の予定です。



澤田かおる行政書士事務所

大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号

Tel 072-488-7304

Fax 072-488-7302

メール info@gyosei-kaoru.com

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

Facebookページ、Twitterの登録をお願いします。
「澤田かおる行政書士」で検索を。

